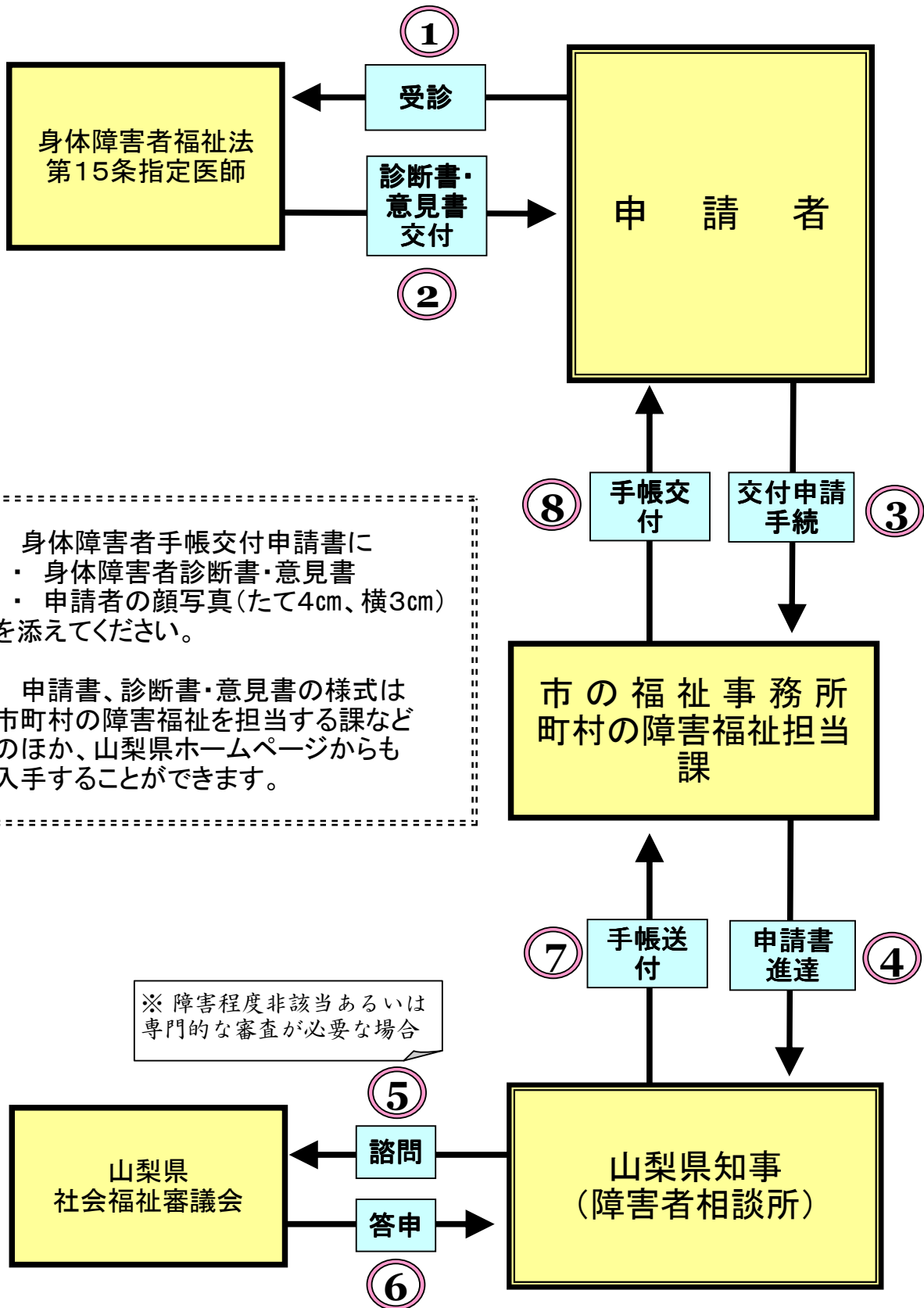


# 身体障害者手帳交付事務の流れ



◎ 身体障害者手帳交付申請書に  
・ 身体障害者診断書・意見書  
・ 申請者の顔写真(たて4cm、横3cm)  
を添えてください。

◎ 申請書、診断書・意見書の様式は  
市町村の障害福祉を担当する課など  
のほか、山梨県ホームページからも  
入手することができます。

※ 障害程度非該当あるいは  
専門的な審査が必要な場合

①受診 → ②診断書・意見書交付 → ③交付申請手続 → ④申請書進達 → ⑤諮問 → ⑥答申 → ⑦手帳送付 → ⑧手帳交付